

	=				
--	---	--	--	--	--

利用同意書兼承諾書

年 月 日

尼崎市 市長 あて

(利用者) 住所：尼崎市

氏名：

尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業を利用するにあたって、次の事項を確認し、同意又は承諾します。(同意又は承諾するものにチェックをつけてください)

1 個人情報の利用

私は、尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業の利用申請に基づく利用承認又は市が必要とした場合、私の世帯の住民記録情報、税情報及び介護保険情報等、市が保有する個人情報の利用に同意します。また、申請書に記載した情報を、業務遂行のため、市が委託した事業者及び関係機関（消防機関、尼崎市社会福祉協議会、各地域包括支援センター、福祉局内関係課、民生児童委員等）に提供することに同意します。

2 機器の管理・賠償責任

私は、利用承認を受けた在宅高齢者等あんしん通報システム（以下「あんしん通報システム」という。）を適切な管理の下に使用し、これを他人に譲渡し、転貸し、交換し、又は担保に供する等他の目的には使用しません。

また、私の不注意によりあんしん通報システムの全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに尼崎市に申し出た上、責任をもってこれを賠償します。

3 機器設置について

私は、機器類取り付けの必要上、生じた孔穴、その他の変更箇所の補修は私の責任で処理します。

4 鍵の預託・住居内の立ち入り等

私は、緊急通報時に速やかな救助を得るため、自宅の鍵を市が委託した事業者へ預けます。また、緊急通報時、事業者からの確認電話に応答しない場合は、消防署等関係機関の住宅内の立ち入りを認めます。

5 利用料等について

私は、機器の設置、使用に必要な電気料、電話回線使用料、通話料及び市への尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業利用料金を遅延なく支払います。(利用料金

(尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業)

は、毎年、所得調査を行い、判定・決定します)

□ 6 届出事項の変更

私は、次のいずれかに該当するときは、速やかに尼崎市に申し出ます。

(1) 氏名、住所、電話番号を変更したとき。

(2) 緊急連絡先に変更があったとき。

※救急搬送や身体介助等の支援要請（起き上がり介助等）時は、緊急連絡先に連絡しますので、繋がりやすい連絡先としてください。

(3) 機器の設置後、回線の種別を変更したとき、若しくは、機器の変更を希望するとき。

(4) あんしん通報システムの利用を辞退するとき。

(5) あんしん通報システム利用対象者としての要件に該当しなくなったとき。

□ 7 緊急時の住宅等の一部破壊

私は、緊急通報による救助活動により、私の住居等の一部に破損が生じた場合は、その修復に要する費用は私自身が負担し、尼崎市及び関係者の方の責任は問いません。

□ 8 課税状況の確認について

私は、尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業利用にあたって、利用料判定のため、毎年世帯全員の必要な所得調査（税情報の閲覧等）を行われることに同意します。

□ 9 緊急連絡先への説明及び協力についての了承について

私は、当該事業の対象外である起き上がり介助等の介助要請時は緊急連絡先に対応を依頼することや、救急搬送時に連絡があることを上記緊急連絡先の方に説明し、協力について了承を得ている。

□ 10 機器の廃止について

私は、私自身からあんしん通報システムの利用の辞退を申し出た場合のほか、私が次のいずれかに該当することが明らかなきときは、尼崎市において、私のあんしん通報システムの利用を廃止し、家屋内に設置された機器を撤去することに同意します。

(1) あんしん通報システム利用対象者としての要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正な行為により、あんしん通報システム利用の承認を受けたとき。

(3) この利用同意書兼承諾書に違反したとき。

(4) あんしん通報システムをみだりに使用することにより、尼崎市及び関係者に著しい迷惑をかけたとき。

(5) 利用料金を支払わなかったとき。

(6) その他、市長があんしん通報システムを利用する必要がないと認めたとき。